

松本市自主防災組織防災活動支援補助金について

1 補助制度の概要

自主防災組織等が防災活動（防災資機材の購入、訓練の実施等）を行う場合に、補助金を交付して、その活動を支援するものです。

2 対象経費

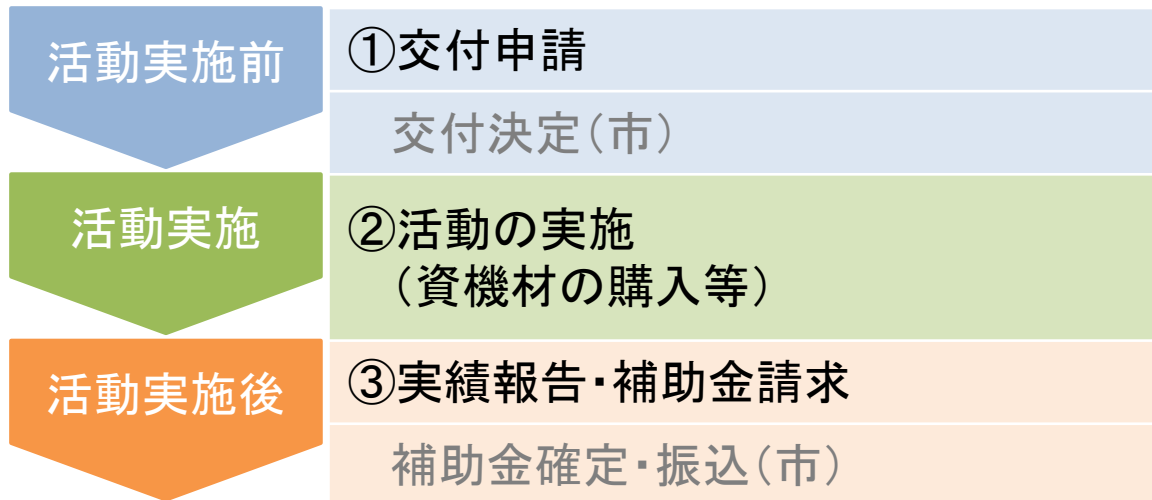
区分	対象者	対象経費	補助率	上限額
防災資機材の購入及び修繕	自主防災組織	情報収集・伝達用具 (ハンドマイク、携帯用無線機 等)	2/3 (※1)	自主防災組織の世帯数に応じ、定める額(※2)
		消火用具 (消火器、消火栓ボックス 等)		
		救出用具 (ヘルメット、スコップ 等)		
		救護用具 (テント、毛布、シート 等)		
		避難用具 (ロープ、警笛 等)		
		給食・給水用具 (炊飯器具、コンロ 等)		
		水防用具 (救命胴衣、シャベル 等)		
		その他の防災物資 (非常用備蓄食料、ソーラーパネル付きポータブル電源、防災服、防災倉庫 等)		
防災意識の啓発	自主防災組織	防災マップ等の資料作成	2/3	自主防災組織の世帯数に応じ、定める額(※2)
		防災講座の開催		
訓練の実施	自主防災組織	炊出し訓練の材料費、訓練資機材の借上げ 等	2/3	自主防災組織の世帯数に応じ、定める額(※2)
	地区町会連合会 地区防災連合会	避難所開設・運営訓練に要する経費 (報償費(指導者謝礼等)、炊出し訓練の材料費、訓練資機材の借上げ料、消耗品費 等)	10/10	1地区あたり 年額10万
		備品購入費	2/3	
	避難所運営委員会	避難所開設・運営訓練に要する経費 (報償費(指導者謝礼等)、炊出し訓練の材料費、訓練資機材の借上げ料、切手代等の通信運搬費、消耗品費 等)	10/10	宿泊を伴う訓練 年額10万円 伴わない訓練 年額5万円
除雪機の購入	自主防災組織	除雪機	2/3	1組織 1地区あたり 年額30万
	地区町会連合会 地区防災連合会			

※1 他の町会に接続する全ての道路が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、山地災害危険地区のいずれかにある、又は隣接している等により災害時に孤立する可能性のある町会においては4分の3

※2 詳細は「限度額と利用可能額」を参照

松本市自主防災組織防災活動支援補助金

3 手続きの流れ



4 必要な書類

	①交付申請	③実績報告
提出書類	・補助金交付申請書	・補助事業実績報告書 ・請求書(市様式)
添付書類	・自主防災組織等の規約 ・防災計画 ・組織表 ・見積書(写し) ・収支予算書(訓練経費の場合)	・納品書、請求書、領収書等(写し) ・写真 ・防災資機材の配置図(資機材の購入等の場合) ・事業収支決算書(訓練経費の場合) ・補助金振込口座通帳の写し (口座番号、口座名義がわかる部分)

5 提出先

松本市危機管理課

E-mail: kikikanri@city.matsumoto.lg.jp

FAX: 0263-33-1011

〒390-8620 松本市丸の内3-7

※お近くの地域づくりセンター(公民館・支所・出張所)でも受け付けています。

●ご利用にあたって(注意事項)

- ・資機材等を購入する前に申請してください
- ・購入内容、数量、金額等を変更する場合には、活動実施前にご相談ください
- ・活動実施にかかる経費は、実施団体において、全額お支払いいただき、領収書の写しをご提出ください
- ・補助金の振込みは、補助金確定から約1か月後です
- ・消火器の購入にあたっては、設置場所がわかる書類を添付して申請してください
- ・防災倉庫の設置にあたっては、倉庫の種類・規模等にかかわらず、建築確認の手続き等の要否を建築指導課に確認してください(設置における適正な手続きを欠く場合は、補助金を交付できません)

松本市自主防災組織防災活動支援補助金 自主防災組織枠の概要

補助対象 経費	1 防災資機材購入経費 （情報収集・伝達用具、消火用具、救出用具、救護用具、避難用具、給食・給水用具、水防用具等） 2 防災資機材の修繕料及び設置工事費 3 非常用備蓄食糧等防災物資の購入経費 4 防災訓練に要する経費 5 防災マップ等防災関係資料の作成、防災講座の開催等に要する経費		
対 象	町会等を単位とした自主防災組織		
補助率	対象経費の2／3以内（※ 孤立可能性のある町会は3／4以内（補助対象経費1、2、3のみ））		
限度額	当該年度に利用できる補助金額は、世帯数別限度額から「 <u>当該年度を含めた過去4年度間</u> 」に交付を受けた補助金額を除いた額		
	世帯数	限度額	※孤立可能性のある町会における補助対象経費1、2、3の場合のみ
	0～49	20 万円	30 万円
	50～99	30 万円	45 万円
	100～299	40 万円	60 万円
	300～499	45 万円	67.5 万円
	500～999	50 万円	75 万円
	1000～	55 万円	82.5 万円

※ 孤立可能性のある町会

他の町会に接続する全ての道路が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、山地災害危険地区のいずれかにある、又は隣接している等により災害時に孤立する可能性のある町会

●補助金ご利用にあたっての注意事項

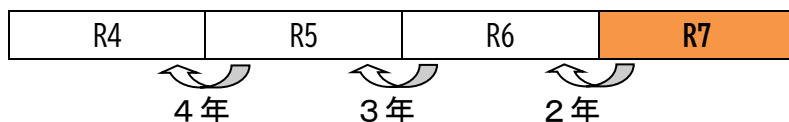
- ・自主防災組織を対象とした制度ですので、ご利用いただくには、町会等を単位とした自主防災組織の結成が必要です。また、申請にあたっては、自主防災組織名での申請をお願いします。
- ・本制度は事前申請制です。申請受付後、危機管理課で審査をし、交付決定書を送付します。**購入は、必ず交付決定書受領後**に行なってください。なお、あらかじめ危機管理課担当までご相談いただくと、手続きが円滑に進みます。
- ・交付決定後に内容や金額等について変更する場合は、購入前に必ずご相談ください。
- ・予算の範囲内での補助のため、予算が消化されると、その年度の受付は終了となります。
- ・申請書の様式等は、市公式ホームページに掲載してありますのでご利用ください。
- ・消火器の購入にあたっては、設置場所がわかる書類を添付して申請してください。
- ・防災倉庫の設置にあたっては、倉庫の種類・規模等にかかわらず、建築確認の手続き等の要否を建築指導課に必ず確認してください。（設置における適正な手続きを欠く場合は補助金の交付ができません）。

限度額と利用可能額について

利用する年度での利用可能額＝限度額－当該年度を含めた過去4年度間に交付された金額

【当該年度を含めた過去4年間の例】

利用する年度が令和7年度の場合



限度額から、令和7年度～令和4年度の4年間に交付を受けた金額を除いた金額が利用可能額

世帯数100世帯、限度額40万円の自主防災会での補助の例

ケース1) 令和6年度までに次のとおり補助金の利用をしていた場合

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
補助額	5万円	15万円	20万円	0円	5万円	(15万円)

令和7年度に利用できる補助金額

限度額40万円－（15万円(R4)＋20万円(R5)＋0円(R6))＝5万円

ケース2) 過去3年（令和4年度～令和6年度）の間に上限額を利用していた場合

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
補助額	0円	15万円	20万円	5万円	(0円)	(15万円)

過去3年間に上限額40万円を利用しているので、令和7年度には利用できません。

しかし、次年度の令和8年度には、3年が経過した令和4年度の利用額が算入されなくなるので、この例では15万円まで利用できます。

ケース3) 毎年度計画的に利用する場合

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
補助額	10万円	10万円	10万円	10万円	(10万円)	(10万円)

毎年度、限度額の4分の1以下を目安に申請すると、同程度の規模の事業を計画的に行うことができます。

孤立可能性町会の場合

世帯数100世帯、限度額40万円の自主防災会での補助の例

(令和6年度までに次のとおり補助金の利用をしていた場合)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
補助額	5万円	15万円	20万円	0円	5万円

令和7年度に、全ての補助対象経費に利用可能な補助金額（通常分）は
限度額40万円－（15万円(R4)＋20万円(R5)＋0円(R6)）＝5万円 まで

1.5
倍

ただし 【 孤立可能性町会 】 では、
防災資機材、備蓄食糧等の購入・修繕の場合、限度額が1.5倍に拡充されます。

限度額60万円－（15万円(R4)＋20万円(R5)＋0円(R6)）＝25万円 まで
 補助を受けることが可能です。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
補助額	5万円	15万円	20万円	0円	25万円

その場合、令和8年度は

年度	R4	R5	R6	R7	R8	
補助額	15万円	20万円	0円	25万円	<u>-5万円</u>	(通常分)
					<u>15万円</u>	(拡充後)

全ての補助対象経費で利用可能な補助金額（通常分）は

限度額40万円（通常分）－（20万円(R5)＋0円(R6)＋25万円(R7)）＝ -5万円

となり、防災訓練や防災マップ作成、防災講座開催等に要する経費に補助金を利用することはできませんが、

防災資機材、備蓄食糧等の購入・修繕に利用可能な補助金額（拡充後）は

限度額60万円（拡充後）－（20万円(R5)＋0円(R6)＋25万円(R7)）＝ 15万円

となり、防災資機材、備蓄食糧等の購入・修繕に要する経費に対しては、15万円まで補助を受けることが可能です。

**「松本市自主防災組織防災活動支援補助金」
除雪機補助枠の概要**

補助対象経費	除雪機の購入経費
対 象	・ 町会等を単位とした自主防災組織 ・ 地区（地区町会連合会及び地区防災連合会）
補助率	対象経費の2／3以内
補助限度額	30万円
備考	・ 除雪機購入に対する補助枠には、 <u>利用年数の制限は設けず</u> 、毎年度30万円を上限とします。

●補助金ご利用にあたっての注意事項

- ・ 本制度は事前申請制です。申請受付後、危機管理課で審査を行い、交付決定書を送付します。購入は、必ず交付決定書受領後に行なってください。なお、あらかじめ危機管理課担当までご相談いただくと、手続きが円滑に進みます。
- ・ 交付決定後に内容や金額等について変更する場合は、購入前に必ずご相談ください。
- ・ 予算の範囲内での補助のため、予算が消化されると、その年度の受付は終了となります。
- ・ 申請書の様式等は、市公式ホームページに掲載してありますのでご利用ください。

松本市自主防災組織防災活動支援補助金
地区による避難所開設・運営訓練への補助枠の概要

補助対象経費	地区の町会連合会又は防災連合会が主催する<u>避難所開設・運営訓練</u>に係る次の経費 1 報償費（指導者謝礼等） 2 炊出し訓練の材料費 3 訓練資機材の借上げ料等 4 備品購入費
対象組織	地区町会連合会及び地区防災連合会
補助率	上記1～3 について 対象経費の10／10以内 上記4 について 対象経費の2／3以内
上限額等	1 地区あたり10万円を上限とします。

●補助金ご利用にあたっての注意事項

- ・地区の町会連合会や防災連合会が行う、地区の単位による避難所開設・運営訓練を対象としています。地区町会連合会名、地区防災連合会名での申請をお願いします。
- ・本制度は事前申請制です。申請受付後、危機管理課で審査をし、交付決定書を送付します。購入は、必ず交付決定書受領後に行なってください。なお、あらかじめ危機管理課担当までご相談いただくと手続きが円滑に進みます。
- ・交付決定後に内容や金額等について変更する場合は、購入前に必ずご相談ください。
- ・訓練は2日連続までを対象とします。
- ・予算の範囲内での補助のため、予算が消化されると、その年度の受付は終了となります。
- ・申請書等の様式は市公式ホームページに掲載してありますのでご利用ください。

「松本市自主防災組織防災活動支援補助金」
避難所運営委員会による避難所開設・運営訓練への補助枠の概要

補助対象経費	指定避難所ごとに避難所運営委員会が主催する <u>避難所開設・運営訓練</u> に係る次の経費 1 報償費（指導者謝礼等） 2 炊出し訓練の材料費 3 訓練資機材の借上げ料 4 切手を含む通信運搬費 5 消耗品費 等
対象組織	避難所運営委員会
補助率	対象経費の10／10以内
上限額等	宿泊を伴う避難所開設・運営訓練 上限10万円（年額） 宿泊を伴わない避難所開設・運営訓練 上限 5万円（年額）

●補助金ご利用にあたっての注意事項

- ・避難所運営委員会が行う、避難所開設・運営訓練を補助の対象としています。避難所運営委員会名での申請をお願いします。
- ・本制度は事前申請制です。申請受付後、危機管理課で審査をし、交付決定書を送付します。購入は、必ず交付決定書受領後に行なってください。なお、ご不明な場合は、あらかじめ危機管理課までご相談いただくと手続きが円滑に進みます。
- ・交付決定後に内容や金額等について変更する場合は、購入前に必ずご相談ください。
- ・訓練は2日連続までを対象とします。
- ・予算の範囲内での補助のため、予算が消化されると、その年度の受付は終了となります。
- ・申請書等の様式は市公式ホームページに掲載してありますのでご利用ください。